



Title	雲林院の研究（承前）
Author(s)	音代, 節雄
Citation	懐徳. 1931, 9, p. 189-197
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/88845
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

雲林院の研究 (承前)

音代節雄

第八章 僧正遍昭雲林院を付囑せらる

元慶寺の別院となる—仁明天皇の御忌日金光明經の勤誦—妙法蓮華經講説の開始

貞觀十一年二月十六日親王雲林院を僧正遍昭に付囑して、元慶寺の別院とし、永く天台傳法の道場たらしめんことを宣ふた。而して院中の雜事は遍昭の門徒を選んで掌らしむることになつた。光孝天皇仁和二年四月三日勅を下して、毎年三月二十一日仁明天皇の御忌日に雲林院に於て、金光明經四卷を勤誦するの外、夏九十日の間妙法蓮華經を講せしむることを定め給ふた。有名なる菩提講は此時に始つて雲林院廢滅の時まで續けられたのである。而して同院が元慶寺の別院となつたのは、僧正遍昭が元慶寺を主宰してゐた關係から、遍昭の奏請に基く所である。其時の事情は三代實錄に詳しい。

三代實錄四十六卷

元慶八年九月

十日丁卯。權僧正法印大和尚位遍昭奏言。雲林院者。故無品常康親王之舊居也

親王出家爲_二沙門_一。貞觀十一年二月十六日。以_二此院_一付_二彌遍照_一曰。深草天皇。賜_レ此居之。天皇登遐。常康落髮。曰。天天罔_レ極。德猶難_レ報_レ恩。欲_下永爲_二精舍_一。令_レ學_二天台之教_一。伏思。元慶寺永置_二年分度僧三人_一。傳_二天台之法_一。行_レ成度之道。請以爲_二元慶寺別院_一。成_二親王之心願_一矣。但院中雜事。擇_二遍照門徒之堪_レ幹_レ事者_一。令_レ其勾當。勅依_レ請聽之。

三代實錄卷四十九仁和二年夏四月

三日壬子。勅令_下雲林院。每年三月二十一日仁明天皇忌日。轉_二四卷金光明經_一。安居一夏之間。講_中妙法蓮華經_上。先是。僧正遍照奏言。雲林院。是仁明天皇之第七皇子常康親王舊居也。初親王出家之後。去貞觀十一年二月十六日。親王付_二屬於遍照_一云。仁明天皇仙化之後。賜以_二此院_一。常康剔_二除頭髮_一。歸_二依佛理_一。修練功淺。未_レ報_二萬一_一。故捨_二此院_一。永爲_二精舍_一。欲_下傳_二天台之教_一。報_二先皇之恩_一。若委非_二其人_一。道則不_レ行。付得_二其人_一。業將_二彌盛_一。今副_二田園資財_一。永以付屬者。伏尋_二親王素意_一。深_二於報恩_一。志在_二天台_一。望請爲_二元慶寺別院_一。但院中雜事。擇_二遍照門徒中堪_レ事者_一。永令_二勾當_一。田園有_レ數。支用不_レ乏。望每年三月二十一日。先皇忌日。演_二四卷金光明經_一。安居九旬之間。講_二妙法蓮華經_一。若非_二勅許_一。恐有_二斷絶_一。至_レ是許之。

山科の花山元慶寺は、昔の俤なく、大いに衰へてゐるやうである。僧正遍照の墓は、それより程遠からぬ所に儼存してゐる。元慶寺が微かながら今日までの佛燈を維持し來つたのは幸である。それに引

きかへて、雲林院は影さへない。元慶寺が比較的遠ざかつてゐた爲に、今日迄残り得たのかも知れぬ。遍昭のそれにひきかへて、常康親王の奥津城は何處であるのか吾人は未だ知らない。小さいながら。現今の雲林院の小觀音堂こそ後世に貽し度いものである。幸にも今此附近にウンリン井町なる名が出来たからよし堂はなくなる時があつても、此町名は永久に消えずして、後の人々に雲林院を想起せしむべき縁とならう。

右三代實録に見ゆる安居と源氏物語の夕顔の上を材料にしたものに謠曲半部がある。作者は「夕顔」と同じく内藤河内守らしい。作者は源氏物語と因縁の淺からぬ雲林院の僧と夕顔上とを組合はしたものである。

ワキ詞「これは都紫野雲林院に住ひする僧にて候。さても我一夏の間花を立て候。早安居も過ぎ方になり候へば、色よき花を集め、花の供養を取り行はばやと存じ候。

僧正遍昭は仁明天皇の殊遇を蒙つてゐたのと、當時の大徳で親王と昵懇の間柄にあつた關係から、常康親王より雲林院に就ての一切の事を委託せられたものと解すべきである。遍昭は寛平二年正月廿九日七十六歳で示寂してゐるから、雲林院を親王から付囑せられたのは五十五歳の時である。しかして親王は遍昭に付囑後三ヶ月即ち貞觀十一年五月八日に薨じ給ふた。遍昭は親王の薨後二十一年間在世した。

僧正遍昭の出家の動機が直接仁明天皇の崩御に依ることは常康親王と同一轍であるのは、前述の通りである。文德實錄はそれを詳かに記してゐる。

文德實錄嘉祥三年三月

丙午左近衛少將從五位上良岑朝臣宗貞出家爲僧宗貞先皇之寵臣也 先皇崩後哀慕無已自歸佛理

以求報恩時人感焉

丙午は仁明天皇崩御の日即ち嘉祥三年三月廿一日己亥より計算すると三月廿八日に相當する。古今集によると彼は比叡山に上つて出家したのであることが知られる。彼の歌はそを語る。

古今集卷第十六哀傷歌

深草のみかごの御時に藏人の頭にてよるひるなれ仕うまつりけるを、諒闇になりければ、更に世にもまじらずして比叡の山にのぼりて、かしらおろしてけり。その又の年みな人御ぶくぬきて、あるはかうぶり給はりなど、よろこびけるを聞きてよめる

みな人ははなのころもになりぬなりこけの袂よかわきだにせよ

讃岐典侍日記に己が代の事を記して此遍昭の故事を偲んでゐる。

遍昭僧正の。深草の帝にをくれまいらせて。法師になりてこそうせけるか。又のとし御ふく人々ぬきけるに

みな人は花の袂になりぬなり苔の衣よかはきたにせよ

讃岐典侍は記憶の誤で此歌を上下書違へてゐる。しかし私は群書類従本によつたので、底本に誤りがあるならば別だが。

古今集卷八離別歌に

雲林院のみこの、舍利會に、山にのぼりて歸りけるに、櫻の花のもとにてよめる

山風に櫻吹きまきみだれなむ花のまぎれにたちとまるべく

といふ遍昭の歌がある。雲林院のみこは、勿論前に述べた如く常康親王である。而して此舍利會は比叡山で行はれたものである。契沖の古今餘材抄には

舍利會にうりんるんのみこの山にのぼりてと意得べし

と記してゐる。博文館の和歌叢書本には

山に登りての山は比叡の山也此頃は比枝の延曆寺を山と言ひ三井の園城寺を寺とのみ言ひならへり
雲林院の云々比枝の山の舍利會に雲林院の皇子のぼりて歸りけると心得べし舍利會の事三代實錄の

貞觀八年六月の條に委し

とある。そこで契沖の云へる「みこの山にのぼりて」はみこが山にのぼりての意なること明らかになつた。餘材抄には三代實錄を引用してある。

三代實錄第十三云。貞觀八年六月廿一日甲午爲_二延曆寺_一立_二式四條_一。其_二禁_レ制供舍利會_一職掌僧闕意_上曰。舍利會者故座主圓仁授關梨誓以護國。合寺衆僧上中下俱隨喜連_レ名同爲_二檀越_一關梨生前加_レ署奉行。豈至_二沒後_一早致_二背忘_一。況是奉_レ酬_二釋迦之德_一亦乃鎮_二護朝家_一之事乎。而頃年差_二職掌僧_一無_レ心_二助修_一永代事業何不_二嚴制_一。今須_下永爲_二公會_一世々勸修_上其有_二闕意之類_一一准_二灌頂_一將懲_二其意_一。

かく見て來て自ら歌の意が瞭然として來る宣長の古今集遠鏡には
山風ニ此櫻ノ花ヲ吹卷テチリミダレヨカシソシタラ此花ノチリミダレルノニマギレテカヘル道ガシ
レスト云テ君ガオトマリナサルヤウニ

とある君の意も自ら常康親王の事と解される。延曆寺と常康親王との關係を物語る資料として此歌を味ふべきである。そしてまた遍昭と親王とが親密なる間柄にあらせられた證でもある。

遍昭集には第五句「君とまるべく」となつてゐて詞書に「雲林院のみこひえの舍利會にのぼりて歸り給ひけるに」とあるから自ら明瞭である。遍昭が親王に近づいてゐた證跡は古今集春歌下の素性法師の歌でも知られる。

雲林院のみこの許に花見に、北山のほとりにまかれりけり時よめる

いざけふは春の山べにまじりなむ暮ればなげの花のかげかは

遍昭在俗當時の子權律師素性法師が春の日に常康親王を雲林院に訪ふたと解すべきであらう。しかし

て歌中「春の山べ」とあるから北山あたりを逍遙したのであらうか（雲林院の櫻に就ては別の章に説く）
遠鏡に

ドレヤケフハ日ノクレルマデモ此ノ春ノ山ベヲカケアルイテアソバウヅ日ガクレタトテモ花ノ陰ガ
ナササウナカイイクラモ花ノカゲガアレバモシ暮タナラサイハイヂヤ花ノカゲニトマラウハサテ云
々

とある。寺と解せないこともないが山邊の方が穩かであらう。前に引いた和歌叢書本に

もとに一本供にとあり

と異本をあげてある。すると、うりんるんのみこの供をして、北山の花かげに遊んだことになる。彌々遍昭と素性かが雲林院を中心に親王と近しい關係にあつたことが推測されやう。

常康親王の御歌が一首だけ古今集卷第十五戀の歌五に入つてゐる。

題しらす

雲林院のみこ

ふきまよふ野風をさむみあき萩のうつりも行くか人のこころの

人の心の移り易きをたどへてある。御出家せられた沈敏なる親王の御詠として、ふさはしくもおとなしき戀の歌である。

常康親王僧正遍昭素性法師の關係を物語る資料として、古今集から僅かに上の例記を引いたが、同じ

く古今集卷第二春歌下に

僧正遍昭に詠みて贈りける

惟喬のみこ

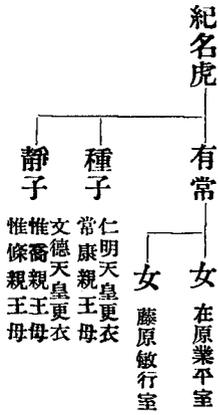
櫻ばなちらばちらなむちらすとてふるさど人の來ても見なくに

の歌あることを知り、惟喬親王と遍昭とも近い關係にあらせられたことが察せられる。しかも常康親王と惟喬親王とが何れも御母紀氏なのである。大日本史には、一代要記、帝王編年記、皇胤紹運録をあげて

更衣紀種子生^三第七子常康親王^一

と記してゐる。種子は名虎の女である。惟喬親王の御母も紀名虎女で文德天皇更衣静子である。

系を作ると



となる。惟喬親王の御年齢に就ては二説ある。即ち

寛平九年二月薨五十四歳

貞觀十五年二月薨二十六歲

であつて、大日本史は三代實錄に依つて、皇胤紹運錄、源氏系圖の後説を誤なりとし、前説をとつてゐる。若し二十六歳説に従ふと、常康親王薨去の貞觀十一年には、御歳二十二歳であらせられる。また五十四歳説をとると、常康親王薨去の際は二十六歳になる。何れにしても壯年の御時であり、御母の出を同じくせらるる關係上、常康親王とも親しくあらせられたと思はれる。雲林院の春の花、潜院の春の花、小野山の冬の雪、思はさまぐにそのかみに馳せて感慨痛切、一篇の劇は幻想に浮ぶ。

(未完)

詩

高山仲繩百四十年祭謹賦

松坡 成 田 軍 平

草莽之臣彦九郎。率先天下唱尊王。壯哉遺烈維新業。青史長留萬丈光。

全